

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 6 号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 6 0 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第 1 4 条 条例第 1 1 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。 (1)から(11)まで （略） (12) <u>中学校就学の始期に達するまでの</u>子（配偶者の子及び児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である職員に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている児童を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由</u>	（特別休暇） 第 1 4 条 条例第 1 1 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。 (1)から(11)まで （略） (12) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子（配偶者の子及び児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である職員に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている児童を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は</u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話<u>を行う</u>ことをいう。）のために勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年度において 5 日（その養育する<u>小学校就学の始期に</u>

に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)のために勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日(その養育する<u>中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合</u>にあつては、10日)の範囲内の期間 (13)から(20)まで (略) 2から5まで (略)	<u>達するまでの子が2人以上の場合</u>にあつては、10日)の範囲内の期間 (13)から(20)まで (略) 2から5まで (略)
---	--

改正後
別表第2 (第14条・第15条関係) (略) 備考 1 この表の忌引は、本人の申請日 (<u>死亡日から7日以内の日</u>) から日数欄に掲げる連続する期間とする。 2 (略)

改正前
別表第2 (第14条・第15条関係) (略) 備考 1 この表の忌引は、本人の申請日 (<u>死亡又は死亡の翌日</u>) から日数欄に掲げる連続する期間とする。<u>ただし、日数欄中の日数が1日の場合は、本人の申請する日に受けることができるものとする。</u> 2 (略)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)